

令和4年度 上尾商工会議所
事業継続力強化計画策定奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 上尾商工会議所は、新型コロナウイルス感染症や自然災害等の緊急事態の早期復旧等に備えて感染症対策や防災・減災に取り組む中小・小規模事業者に対し、国の認定を受けるべく事業継続力強化計画申請について支援し、認定を受けた中小・小規模事業者に対し、令和4年度に限り予算の範囲内において奨励金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、又は同条第5項に規定する小規模企業者である者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、申請日において、上尾市内に主たる事業所等があり6か月以上継続して事業を営んでいる中小企業者等であって、かつ、将来にわたり継続して事業を営む意思がある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) この要領の規定により奨励金の交付を受けたことがある者
- (2) 上尾市税を滞納している者
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当し、又は当該暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画している

者

- (4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない者
- (5) 国又は地方公共団体が経営に直接又は間接に参画している者
- (6) 破産法に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (9) その他上尾商工会議所が不相当と認める者

（交付申請）

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする者は、上尾商工会議所が指定する期日までに様式第 1 号の交付申請書兼請求書を上尾商工会議所に持参するものとする。

- 2 上尾商工会議所が別に定める書類として、同様式に掲げる添付書類を提出するものとする。

（交付決定）

第 5 条 上尾商工会議所は、奨励金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、速やかに奨励金の交付を決定し、交付決定の通知を様式第 2 号により行うものとする。

- 2 上尾商工会議所は、前項に規定する審査の結果により奨励金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに不交付決定の通知を様式第 2 号により行うものとする。

（申請の取下げ）

第 6 条 奨励金の交付を申請した者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した文書を上尾商工会議所に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取り消し)

第7条 上尾商工会議所は、事業者が奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件や制限に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたときには、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該事業者に対し返還を命ずることができる。

- 2 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(その他)

第8条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

(失効規定)

- 2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
ただし、同日以前に奨励金の交付の決定を受けた者については、第7条の規定は、この要領の失効後もなおその効力を有する。